平成２８年（フ）第１３８２号
横浜市旭区今宿東町610番地２
債務者　杉原　忠雄
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辰野　友彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８７号
名古屋市守山区瀬古１丁目701番地の１　ラドーニ風の館504号
債務者　辻坂　啓司
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細溝耕太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１９号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｇ１棟104号、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字鵜川18字112番地乙
債務者　河村　敏治
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　直善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６号
北海道根室市駒場町３丁目10番地３
債務者　寺島　　明
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　英広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
釧路地方裁判所根室支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１６５号
岩手県一関市萩荘字下中田33番地３　チェリーテラス102、旧住所岩手県一関市藤沢町黄海字上場233番地２　１号
債務者　佐藤　伸助
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１７０号
盛岡市下田字仲平203番地５　タウンヒルズ玉山14号
債務者　佐々木昌隆
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１７７号
盛岡市加賀野２丁目４番２―406号
債務者　藤原　正子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８４８号
仙台市太白区砂押南町１番27号　リラフォートＫ203
債務者　樋口　飛佳
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６７号
宮城県名取市手倉田字箱塚屋敷３番地の２21号棟３号
債務者　橋浦　重人
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
仙台市若林区かすみ町５番６号
債務者　半沢　寿之
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３１６号
仙台市若林区六丁の目中町１番70―601号、従前の住所神奈川県相模原市緑区西橋本４丁目10番８号
債務者　吉成　孝昭
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３１９号
仙台市青葉区一番町２丁目10番26―410号、従前の住所仙台市青葉区花京院２丁目２番54―２号　グランコンフォール花京院Ⅱ―202
債務者　村上　善貴
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
福島県喜多方市塩川町四奈川字若宮1365番地、前住所福島県耶麻郡塩川町大字四奈川字若宮1365番地
債務者　阿部　知美
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
福島県喜多方市字一本木上7745番地３、前住所福島県喜多方市塩川町字藤ノ木22番地　ベアティ・ドムス　101号
債務者　櫛谷　明美
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
群馬県太田市藤阿久町489番地１　フリーゼ101号
債務者　篠原　　篤
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第９７６号
名古屋市昭和区出口町１丁目18番地の４　メゾン・ド・ピエール410号
債務者　城山　憲策
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部